

## 東広島事務所告示第1号

東広島市水道事業における使用水量の認定及び水道料金の減免に関する取扱要綱を次のように定めた。

令和5年4月1日

広島県水道広域連合企業団東広島事務所長 中西 康雄

東広島市水道事業における使用水量の認定及び水道料金の減免に関する取扱要綱  
(趣旨)

第1条 この要綱は、広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例(令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号。次条第1号において「条例」という。)第31条及び第37条の規定に基づき、使用水量の認定及び水道料金(以下「料金」という。)の減免の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検針期 定例日(条例第30条第1項の規定により水道メーター(以下「メーター」という。)の検針を行う日をいう。以下この号及び次条第1項において同じ。)(定例日後の最初の定例日までの間に水道の使用を開始した場合は、水道の使用を開始した日からその後の最初の定例日(定例日前に水道の使用を中止し、又は廃止した場合は水道の使用を中止し、又は廃止した日)までの期間をいう。
- (2) 認定使用水量 漏水等があった場合に第12条の規定に基づいて算定した水量で、料金を算定する場合の基礎となる水量をいう。
- (3) 推定漏水量 漏水したと推定される水量をいう。
- (4) 推定使用水量 漏水等がなかった場合に、使用者が実際に使用したと推定される水量をいう。
- (5) 漏水負担水量 推定漏水量のうち使用者が料金の支払いを負担する水量をいう。

(使用水量の認定)

第3条 広島県水道広域連合企業団東広島事務所長(以下「所長」という。)は、メーターに異常があるとき、又は定例日若しくは水道の使用を中止し、若しくは廃止した日(第2号において「定例日等」という。)にメーターの検針を行うことができないときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める水量を使用水量として認定する。

- (1) 定例日等後、当該検針期に係る料金の算定を行う日までの間にメーターの検針を行うことができることとなった場合(当該検針を行うメーターに異常があると認める場合を

除く。) 当該メーターの検針を行うことができることとなった日の計量水量を当該計量水量に係る水道を使用した期間の日数で除して得た数に、当該検針期の日数を乗じて得た水量

(2) 定例日等後、当該検針期に係る料金の算定を行う日までの間に引き続きメーターの検針を行うことができなかつた場合(当該検針を行うメーターに異常がある場合を含み、次号に掲げる場合を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める水量

ア メーターの検針を行うことができなかつた検針期(以下「検針不能期」という。)

前の使用水量が計量されていないとき 基本水量の範囲内で所長が定める水量

イ 検針不能期前の使用水量が計量されているとき(ウに該当する場合を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める水量

(ア) 3以上の通常検針期(当該検針不能期に引き続く当該検針不能期前の検針期であつて、定例日にメーターの検針を行うことができた場合におけるものをいう。以下この号において同じ。)の使用水量が計量されているとき 当該検針不能期の直前の3通常検針期の平均の使用水量

(イ) 2通常検針期の使用水量が計量されているとき((ア)に規定する場合を除く。) 当該2通常検針期の平均の使用水量

(ウ) 1通常検針期の使用水量が計量されているとき((ア)又は(イ)に規定する場合を除く。) 当該通常検針期の使用水量

(エ) 当該検針不能期に引き続く当該検針不能期前の検針期であつて、1通常検針期に満たないものの使用水量が計量されているとき 当該検針期の使用水量を当該検針期の日数で除して得た数に、当該検針不能期の日数を乗じて得た水量

ウ イに規定する場合において、検針不能期前の検針期から当該検針不能期までの間における使用水量に著しい変動があると認められるとき(前年同期(当該検針不能期に該当する前年の検針期をいう。ウにおいて同じ。)の通常検針期の使用水量が計量されているときに限る。) 前年同期の使用水量

(3) 前2号の規定により使用水量を認定することが適当でないと認められるとき 検針不能期の前後の計量水量その他の状況を勘案して所長が定める水量

2 所長は、検針不能期後にメーターの検針を行うことができることとなった場合において、計量水量により算定した検針不能期の使用水量が前項第2号及び第3号の規定により認定した使用水量と異なるときは、当該認定した使用水量を更正するものとする。

(濁水等に係る使用水量の認定)

第4条 所長は、給配水工事、給水の制限等により赤水その他の濁水が生じたときは、計量

水量から当該濁水の水量及び給水管の洗浄に要した水量を差し引いた水量を使用水量として認定することができる。

(貯水槽等の清掃に係る使用水量の認定)

第5条 所長は、貯水槽（貯水槽及び高置水槽をいい、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）東広島事務所のメーター又は所長の承認を受けた自己メーターによる計量水量に貯水槽又は高置水槽に給水される水量が含まれる場合における当該貯水槽及び高置水槽を除く。以下この条において同じ。）の清掃をするための給水の申込みがあったときは、当該貯水槽等ごとに算定した次の各号に掲げる内容積の合計の値（以下この条において「全容積」という。）の区分に応じて、当該各号に掲げる水量を使用水量として認定する。

- (1) 全容積が34立方メートル以下の場合 全容積に100分の60を乗じて得た数
- (2) 全容積が34立方メートルを超える場合 34立方メートルに100分の60を乗じて得た数と全容積から34立方メートルを減じて得た数に100分の40を乗じて得た数を合計した数  
(減免の申請等)

第6条 料金の減免を受けようとする者は、次項、第8条第1号及び第9条第2項に規定する場合を除き、別に定める水道料金減免申請書を所長に提出しなければならない。

2 災害（豪雨、洪水、暴風、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。第9条において同じ。）により家屋（給水を受ける住家、店舗、工場、倉庫その他の建物をいう。以下この項及び第9条第1項において同じ。）に損害を受けた者が当該家屋に係る料金の免除を受けようとするときは、別に定める水道料金免除申請書を所長に提出しなければならない。

3 給水装置又は貯水槽以降の装置（給水装置に準ずる装置として所長が認めるものに限る。以下同じ。）の故障等を事由とする前2項の規定による申請は、当該故障等を水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第2項に規定する指定給水装置工事事業者（以下この項において「指定給水装置工事事業者」という。）が修理したときでなければ、することができない。ただし、当該故障等が指定給水装置工事事業者以外の者が修理をしたことにつき相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。

4 第1項の規定による申請は修理を完了した日から3月以内に、第2項の規定による申請は被災した日から1年以内にしなければならない。ただし、所長がやむを得ない特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

5 所長は、第1項又は第2項の規定による申請があったときは、料金の減免の可否を決定し、別に定める水道料金減免決定（不承認）通知書により申請者に通知するものとする。

(料金の軽減)

第7条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、漏水を発見することが相当に困難であると認めるときは、推定使用水量と漏水負担水量を合計した水量を超える水量に係る料金を軽減することができる。

- (1) 地下に埋設し、又は床下若しくは壁の中に設置した給水装置の故障等により漏水があったとき。
- (2) 貯水槽以降の装置の故障等により漏水があったとき（善良な管理者の注意をもって管理していた場合に限る。）。

（料金の免除）

第8条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、推定使用水量を超える水量に係る料金を免除することができる。

- (1) 企業団東広島事務所が行うメーターの取替えにおける接続不良により漏水があったとき。
- (2) 災害を原因とする給水装置又は貯水槽以降の装置の故障等により漏水したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、所長が公益上特に必要があると認めたとき。

（災害による料金の免除）

第9条 所長は、使用者が災害により家屋に損害を受けた場合は、次の各号に掲げる損害の程度の区分に応じ、当該各号に定める料金を免除することができる。

(1) 全壊又は半壊（基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難であると認められる程度の半壊を含む。） 災害が発生した日前行った直近のメーターの検針の日から同日以後初めて行ったメーターの検針の日までの間の使用水量に係る料金

(2) 床上浸水、床下浸水、半壊に至らない程度の損壊又は敷地への土砂等の流入に係る敷地の清掃若しくは土砂等の撤去に要したと認められる使用水量（推定使用水量を超える場合における使用水量に限り、かつ、基本水量を超える部分に限る。）に係る料金

2 災害を原因として、7日以上期間にわたって断水が発生したときは、当該断水が発生した日の属する月の料金のうち、その都度所長が定める額を免除するものとする。

（減免の対象期間）

第10条 第7条の規定による減免は、漏水の修理が完了した日に係る検針期及び当該検針期前の当該検針期に引き続く直前の2検針期に係る料金を対象とする。ただし、所長がやむを得ない特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（適用除外）

第11条 次に掲げる漏水については、原則として料金の減免を行わないものとする。

- (1) 給水装置以外の装置、器具等の故障等による漏水(第7条第2号に掲げる場合を除く。)
- (2) 不正工事による漏水
- (3) 正当な理由なく漏水修理を行わなかった間の漏水
- (4) 漏水による料金の減免が確定し、かつ、当該漏水の修理が完了した日に係る検針期後当該検針期に引き続く6検針期以内に同一のメーターに係る給水装置又は貯水槽以降の装置から漏水したもの  
(推定使用水量の算定)

第12条 推定使用水量は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める水量とする。

- (1) 漏水した水量が明らかな場合又は次条第2項の規定により推定漏水量を算定した場合 計量水量(当該計量水量に検針不能期の水量が含まれるときは、第3条第1項第3号の規定により認定した使用水量。次条第1項及び第14条第1項において同じ。)から当該漏水した水量又は当該推定漏水量を差し引いた水量
- (2) 漏水が生じたと認められる月に係る検針期前の使用水量が計量されている場合(前号又は次号に該当する場合を除く。) 第3条第1項第2号イ及びウの規定の例により算定した水量
- (3) 漏水が生じたと認められる月に係る検針期前の使用水量が計量されていない場合又は当該検針期前の使用水量により推定使用水量を算定することが適当でないと認められる場合(第1号に該当する場合を除く。) 給水装置若しくは貯水槽以降の装置の修理を完了した日後又はメーターを取り替えた日後の検針期における使用水量  
(推定漏水量の算定)

第13条 推定漏水量は、計量水量から推定使用水量を差し引いた水量とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、所長は、漏水に係る客観的な事実、状況等を勘案して必要があると認めるときは、推定漏水量を算定することができる。

(漏水負担水量の算定)

第14条 漏水負担水量は、推定漏水量の2分の1(その水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた水量)とする。ただし、水道の用途が家事用であってその計量水量が推定使用水量の3倍を超えるときは当該推定使用水量を、水道の用途が家事用以外であって計量水量が推定使用水量の5倍を超えるときは当該推定使用水量の2倍を漏水負担水量とする。

- 2 前項の規定は、漏水量が明らかな場合又は前条第2項の規定により推定漏水量を算定した場合について準用する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、使用水量の認定及び料金の減免に関し必要な事項は、  
所長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後の申請に係る減免について適用する。
- 2 施行日以前において、東広島市水道局使用水量の認定及び水道料金の減免に関する取扱要領（平成15年2月1日東広島市水道事業管理規程第1号）により締結した、水道等の施行に関する契約については、施行日以降も、なおその効力を有する。